



適合性評価－検査を実施する各種機関の 運営に関する要求事項

JIS Q 17020 : 2012
(ISO/IEC 17020 : 2012)

平成 24 年 6 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会適合性評価部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	正 田 英 介	東京大学名誉教授
(委員)	飯 塚 悦 功	東京大学
	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	鎗 木 儀 郎	独立行政法人国立環境研究所
	梶 島 裕美枝	イオン株式会社
	河 村 真紀子	主婦連合会
	木 村 昌 司	社団法人日本建設業連合会
	久 保 真	公益財団法人日本適合性認定協会
	小 泉 和 夫	財団法人医療機器センター
	小 林 憲 明	一般財団法人日本品質保証機構
	住 本 守	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	武 田 貞 生	一般財団法人日本規格協会
	椿 広 計	大学共同利用機関法人情報システム研究機構
	富 永 恵 仁	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	豊 田 耕 二	一般社団法人日本化学工業協会
	西 本 光 徳	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	藤 澤 浩 道	株式会社日立製作所
	二 木 幹 夫	一般財団法人ベターリビング
	八 木 隆 義	一般社団法人日本鉄鋼連盟

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.6.20 改正：平成 24.6.20

官 報 公 示：平成 24.6.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 適合性評価部会 (部会長 正田 英介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット認証課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	4
4.1 公平性及び独立性	4
4.2 機密保持	4
5 組織運営機構に関する要求事項	5
5.1 管理上の要求事項	5
5.2 組織及び管理	5
6 資源に関する要求事項	6
6.1 要員	6
6.2 施設及び設備	7
6.3 外部委託	8
7 プロセス要求事項	9
7.1 検査方法及び検査手順	9
7.2 検査品目及び検査サンプルの取扱い	9
7.3 検査の記録	10
7.4 検査報告書及び検査証明書	10
7.5 苦情及び異議申立て	10
7.6 苦情及び異議申立てのプロセス	11
8 マネジメントシステム要求事項	11
8.1 マネジメントシステムに関する選択肢	11
8.2 マネジメントシステム文書（選択肢 A）	11
8.3 文書の管理（選択肢 A）	12
8.4 記録の管理（選択肢 A）	12
8.5 マネジメントレビュー（選択肢 A）	12
8.6 内部監査（選択肢 A）	13
8.7 是正処置（選択肢 A）	13
8.8 予防処置（選択肢 A）	14
附属書 A（規定）検査機関の独立性に関する要求事項	15
附属書 B（参考）検査報告書及び検査証明書の選択的要素	17
参考文献	18
解 説	19

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Q 17020:2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

適合性評価—検査を実施する各種機関の 運営に関する要求事項

Conformity assessment—Requirements for the operation of various types of bodies performing inspection

序文

この規格は、2012 年に第 2 版として発行された **ISO/IEC 17020** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項であるが規定内容の理解の促進のために補足した事項である。

この規格は、検査を実施する機関に対する信頼を高める目的で作成された。

検査機関は、規制、規格、仕様書、検査スキーム又は契約に対する検査品目の適合性に関する情報を提供することを目的として、個々の依頼者、検査機関の親組織又は当局に代わって評価を実施する。検査の項目は、数量、品質、安全性、目的への適合性、及び据付け又は稼働中のシステムの安全基準の持続的な順守などの事項を含む。この規格において、そのサービスが依頼者及び監督当局に受け入れられるために、検査機関が適合しなければならない一般的な要求事項を整合化する。

この規格は、次に示す業務を含む検査機関の活動を対象とする。

- 材料、製品、据付け、プラント、プロセス、作業手順又はサービスの調査
- それらが要求事項に適合していることの確定、並びに顧客への、及び要求された場合は当局への、これらの活動の結果の報告

検査は、設計段階を含め、品目の存続期間の全ての段階に関わる場合がある。そのような業務では、検査を実施する中で、特に一般要求事項への適合性を評価するときに、通常、専門的判断を行う必要がある。

この規格は、認定、同等性評価、他の審査のための要求事項を規定した文書として用いることができる。

この一連の要求事項は、特定の分野に適用する場合、説明を加えることができる。

検査活動は、試験及び認証活動と共通の特性があることから、これらの活動と重なることがある。しかしながら、一つの重要な違いは、多くの種類の検査には、一般要求事項に対する合否を確定するための専門的判断を伴うため、検査機関には、その職務を遂行するために必要な能力が求められることである。

検査は、より大きなプロセスに組み込まれた一つの活動であることがある。例えば、検査は、製品認証スキームのサーベイランス活動として用いることができる。検査は、保全管理に先立つ活動のこともあれば、要求事項への適合性の確定を伴わない、単純に検査品目に関する情報を提供する活動のこともある。このような場合、更なる説明が必要なことがある。

検査機関のタイプ A、タイプ B 又はタイプ C の分類は、本質的には検査機関の独立性の尺度である。検査機関の実証できる独立性は、公平性のある検査業務を実施する能力について、検査機関に対する依頼者の信頼を高めるものとなる。